

第3次鳥取県男女共同参画計画

答 申

平成23年12月9日

鳥取県男女共同参画審議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿・・・・・・・・・・ 1
- 2 県、市町村、県民、事業者、団体の役割・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画策定にあたっての基本的視点・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画の基本テーマ・・・・・・・・・・ 4

第3章 計画の内容

- 計画の体系・・・・・・・・・・ 5

テーマA 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

- 重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画・・・・ 6
- 重点目標2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実・・・・ 9
- 重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画・・・・・・・・・・ 1 3
- 重点目標4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 1 6

テーマB 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

- 重点目標5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり・・・・・・・・ 1 8
- 重点目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進・・・・ 2 0
- 重点目標7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進・・・・ 2 3

テーマC 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

- 重点目標8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭
などが安心して暮らせる社会づくり・・・・・・・・・・ 2 5
- 重点目標9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・ 2 8
- 重点目標10 生涯を通じた男女の健康の支援・・・・・・・・・・ 3 1

第4章 計画の推進体制・・・・・・・・・・ 3 3

第1章 計画の策定にあたって

1 鳥取県が目指している男女共同参画社会の姿

鳥取県がめざす男女共同参画社会とは、
女性も男性も高齢者も若者も、
家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

○男女がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、家事・育児・介護など協力して行います。

地域では

○女性も男性も高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会やPTA、防災などの地域活動に参画し、互いに支え合いながら、いきいきと生活します。

学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

職場では

○男女がともに働きやすく、能力を発揮することができる職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。

「参加」ではなく「参画」

「参画」とは、単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。だれもが一緒に考え、話し合って物事を決め、実行していくことです。

2 県、市町村、県民、事業者、団体の役割

○ 県

第3次鳥取県男女共同参画計画を定め施策を総合的に推進するとともに、副知事、各部局長で構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議により部局横断的に施策の進捗管理、点検を行い、実効性のある取組を進めます。また、県民の男女共同参画の理解が深まるよう、男女共同参画社会づくりの拠点施設である「男女共同参画センター（よりん彩）」を充実し、市町村、企業、民間団体、NPOなど一層の連携強化を図りながら男女共同参画を推進します。

○ 市町村

住民にとって最も身近な存在である市町村の役割は重要です。地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。

○ 県民

県民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで実践します。

○ 事業者・企業

性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる職場づくりは、企業の活性化につながるものです。男女がともに仕事と生活の調和を図っていくために、職場環境を整備します。

○ 民間団体

男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に応じて様々な分野で活躍する団体の取組が重要です。県や市町村と連携をとりながら、男女共同参画の視点に立った多彩な活動を展開します。

【参考】

〔男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）〕

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動における基本的平等を理念としています。また、政府や地方自治体にそれに準じた責務を求めています。

〔鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年12月26日鳥取県条例第83号）〕

社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指し、議員提案という形で議決し制定されたものです。男女共同参画社会の推進に関し、7つの基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の基本的事項を定め男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

〈基本理念〉

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、男女共同参画社会の実現をめざして、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、さらに男女共同参画を推進するため、「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」及び「鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。

3 計画の期間

平成24年度から28年度までの5年間

4 計画策定にあたっての基本的な視点

- (1) 女性の参画による社会全体の活性化
少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会の活性化にとって多様な人材を活用することが求められています。様々な分野への女性の参画の取組を促進し、地域社会の活性化につなげていくことが必要です。
- (2) 男性にとっての男女共同参画
男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、だれもが職場、家庭、地域などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず男性にとっても暮らしやすい社会です。男女共同参画を男性の視点からとらえ、理解を働きかけることが必要です。
- (3) 男女共同参画の推進による地域活力の創造
高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化が進む中で、地域においては男女が共に担わないと立ち行かない状況となっています。女性も男性も高齢者も若者も自ら住む地域に関わり合い、地域力を高めていくことが必要です。
- (4) 男女間における暴力を許さない社会づくり
男女間における暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会をつくる上で克服すべき重要な課題です。配偶者などにおける暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりが必要です。

5 計画の基本テーマ

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画の理解を広げる啓発や教育の充実を図り、様々な分野への女性の参画拡大を推進します。

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

男女ともに個性や能力を十分発揮できる職場環境づくりを支援し、職場、家庭、地域のバランスがとれた生活の実現に向けた取組を進め、家庭生活や地域での男女双方の参画を推進します。

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた総合的な取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、だれもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

第3章 計画の内容

第3次鳥取県男女共同参画計画の体系

3つの基本テーマごとに重点目標を定め、男女共同参画の推進を図ります。

重点目標	施策の基本的方向
A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	
1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画	(1) 議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 (2) 企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進 (3) 大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進
2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実	(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実 (3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進 (4) 様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成 (5) 国際的視野を持った男女共同参画の推進
3 男性や子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進 (2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進 (3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 (4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備
4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進 (3) 自治会やPTAなど地域活動での男女共同参画の推進
B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現	
5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり	(1) 女性の能力発揮を進めるための支援 (2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進 (2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援 (3) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援
7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進	(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進 (2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備
C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり	
8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり	(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 障がい者の自立した生活に対する支援 (3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備 (4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応
9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり (2) 安心して相談できる体制の充実 (3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進 (4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
10 生涯を通じた男女の健康の支援	(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産などに対する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

重点目標 1 自治体、企業、団体などで物事を決める場面への男女の参画

<現状と課題>

少子・高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会を活力あるものとしていくために、多様な人材を活用することが求められています。

県及び市町村の審議会委員や管理職における女性割合は、全国平均を超えて推移しており、企業や団体の女性管理職は増加傾向にあるものの、低い水準にとどまっています。女性は、人口の半分以上、労働力人口の4割以上を占め、様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への女性の参画は、まだまだ低い実情があります。

自治体はもちろんのこと、企業や団体、高等教育・研究機関、医療分野などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣行の見直しや*積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

例えば、営業職に女性がいない場合は、意欲のある女性に対して営業職向けの研修やトレーニングを行い、積極的に営業戦力として女性の活用を図る。管理職が全員男性である場合は、昇進・昇格の基準を明らかにし、女性の管理職候補者に対し研修を行うなどの改善措置が考えられます。

従来の慣習や*固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう、意識を高めていくことが必要です。

* 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

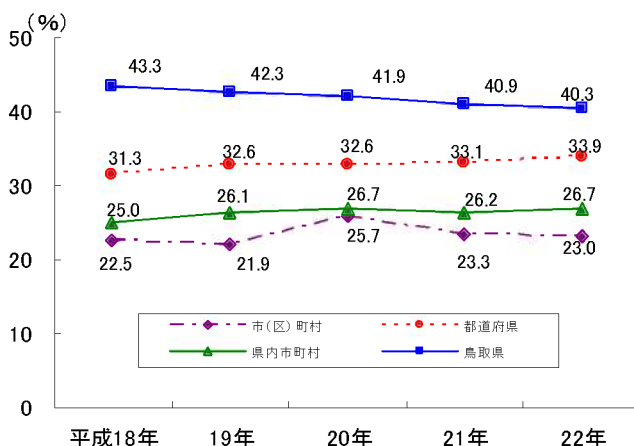
女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるよう男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

* 固定的性別役割分担意識

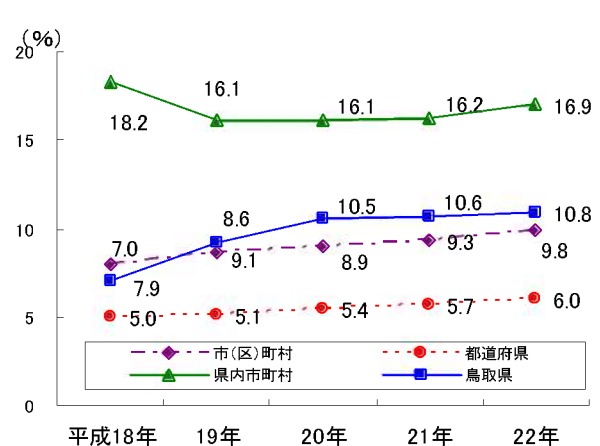
男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

例えば、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例です。

●審議会委員における女性割合の推移

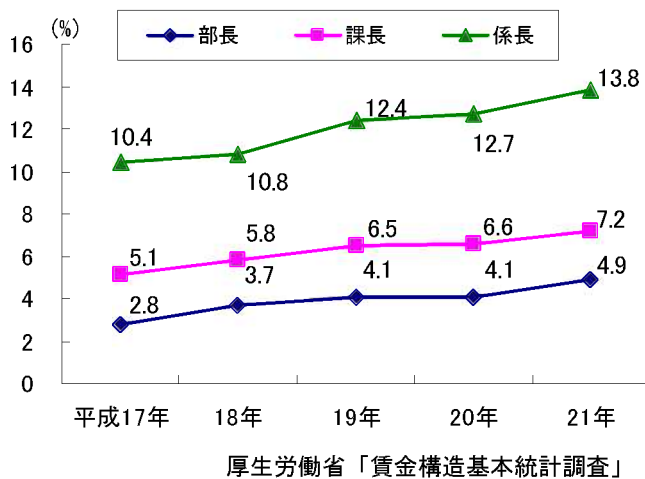


●自治体管理職における女性割合の推移

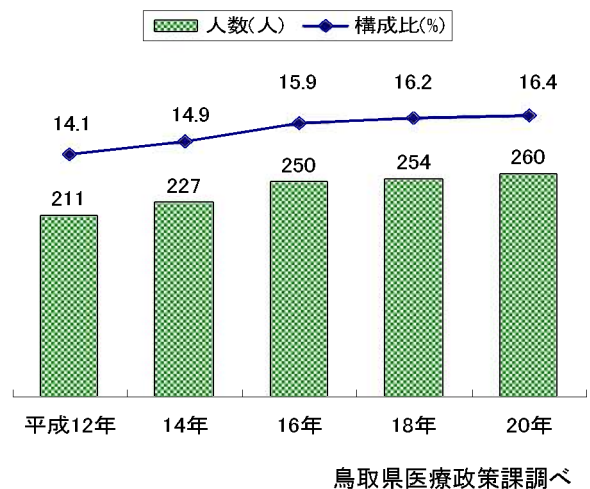


内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●民間企業の管理職等における女性割合（全国）



●鳥取県内の女性医師の推移



施策の基本的方向

（１）議会、審議会、自治体での女性の参画、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

- 政策・方針決定の場への女性の参画が進むよう、女性の人材情報や学習の機会を提供します。
- 県の附属機関や協議会などの委員において、引き続き男女のいずれかが４割を下回らないように努め、市町村、団体などにおいても取組が進むよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について働きかけを行います。
- 県は、能力・実績に基づいた女性管理職の登用を引き続き進めるとともに、市町村においても取組が進むよう、様々な情報を提供し意識の向上に努めます。

[主な取組]

- ・議会、審議会への女性参画を進めるための情報や学習機会の提供
- ・男女共同参画人材バンク*の充実と活用促進
- ・男女共同参画の視点を持ち、各分野で活躍している女性の情報収集、事例紹介

*男女共同参画人材バンク

男女共同参画に関する人材の養成、女性の登用促進等を目的に、講師及び審議会委員等となる人材情報を提供するもので、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）のホームページで紹介しています。

（２）企業、団体などにおいて、物事を決める場面への女性の参画の推進

- 企業や団体などにおける男女共同参画の取組を促進するため、企業などの積極的な取組を支援します。
- 企業、団体などにおいて役員、管理職の女性登用が促進されるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取組について情報提供や研修会などを行います。
- 企業や団体などにおいて、女性自身が目指すことのできる活躍事例を情報収集、情報提供し、女性の参画拡大を図ります。

〔主な取組〕

- ・企業経営者、団体の長・管理職などを対象としたセミナーや研修会の実施
- ・企業や団体に活躍している女性の情報収集、事例紹介
- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（*鳥取県男女共同参画推進企業認定制度）
- ・企業や団体などにおける役員への女性登用の働きかけ

*** 鳥取県男女共同参画推進企業認定制度**

仕事と家庭の両立に配慮しながら男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することにより、県内企業の男女共同参画の普及、推進をしようとする制度

（３）大学や研究機関など様々な分野における女性の参画の推進

- 大学の研究者や医師など、今まで特に女性の参画が進んでいなかった分野で女性の参画が進むよう情報提供するとともに、必要な働きかけや支援を行います。
- 進学や就職指導に際し、性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、個人の希望、能力や適性を考えた進路指導を行います。
- 研究者や女性医師などが、仕事と出産・育児などを両立し、継続して働くことができるよう、職場環境づくりを支援します。

〔主な取組〕

- ・大学や研究機関における女性の参画状況の把握
- ・女性医師などに対するキャリア形成のための研修、子育てなどにより現場を離れた医師への復帰のための研修など、継続的な就業を可能にするための支援
- ・医療機関における女性医師などの就業環境の整備に対する支援

重点目標２ 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

<現状と課題>

男女共同参画意識調査によると、「男女共同参画社会」について知っている人は54.1%であり、「男女の地位」について、「学校教育」では多くの人が平等であると感じていますが、「社会通念・習慣・しきたり」では、男女ともに7割以上の人が「男性のほうが優遇されている」と感じています。

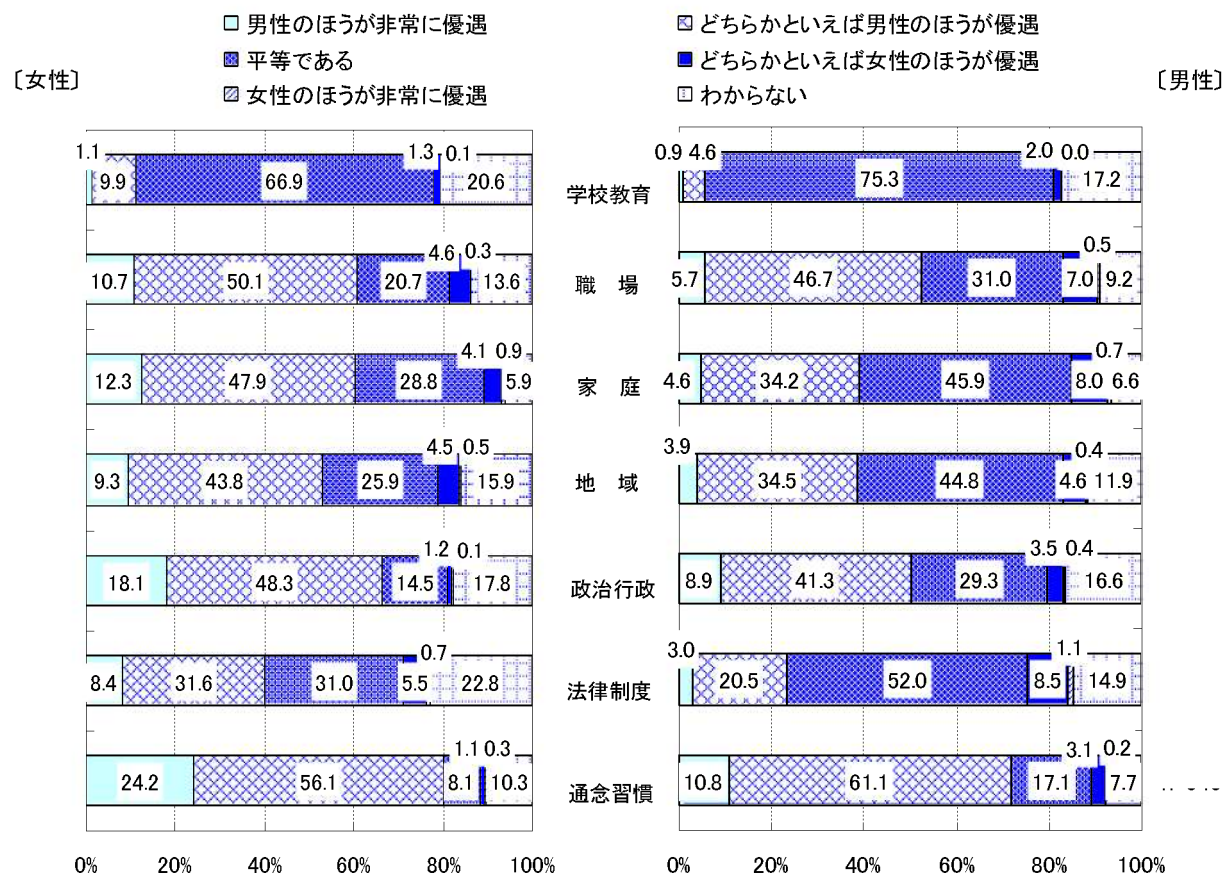
男女共同参画の実現に向けた大きな課題のひとつは、私たちの意識の中に、長い時間をかけて形づくられてきた固定的性別役割分担意識です。このような意識は、時代とともに変わりつつあるもののいまだに根強く残っていることから、男女共同参画についての理解を広げ、定着させるために広報・啓発を充実することが必要です。

また、男女が共に自立し、生き方、能力、適性を考え、多様な選択ができるよう、学校、家庭、地域、職場など、それぞれの場面、分野において、教育・学習の充実を図り、男女共同参画の理解を促進することが必要です。

情報通信技術の発展により携帯電話やインターネットが急速に普及し、メディアが社会に与える影響は大きく、これらを活用した広報・啓発が重要となっています。一方で、表現の自由は尊重されるべきですが、女性や子どもを性的・暴力行為の対象とした表現には人権侵害となるものもあることから、様々な情報を適切に判断し、発信することができる力を養っていく必要があります。

さらに、男女共同参画の推進は国際的な動きと密接な関係があることから、国際社会の一員として、男女共同参画に関する国際的視点を養い、諸外国との交流を進めることや、相互理解を深めることが求められています。

●男女の地位の平等感



施策の基本的方向

(1) 学校教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

- 児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女共生に関する教育の充実を図り、将来親となるための体験学習を推進します。
- 教職員など教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、研修などの取組を促進します。
- 児童生徒が性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え進路選択する能力を身につけるように指導します。

[主な取組]

- ・学校での教科学習、特別活動などにおける男女共同参画意識の育成
- ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用促進
- ・教職員などに対する男女共同参画に関する研修の実施
- ・男女共同参画の視点に立った進路、就職指導の充実
- ・多様な選択を可能にするキャリア教育の推進

(2) 家庭・社会教育での男女共同参画の視点に立った学習の充実

- 家庭、地域において、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに相手の立場を理解し助け合って暮らしていけるよう、学習機会を提供し人材育成を図ります。
- 女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、情報提供や学習機会を充実します。

[主な取組]

- ・男女共同参画の視点を取り入れた生涯学習講座の実施
- ・男女共同参画センターと多様な団体との連携による講座の実施、人材育成
- ・団体、グループなどが企画、開催する事業の支援

(3) 男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進

- 男女共同参画の理解を促進するため、広報紙、ホームページ、新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアを活用し、機会を捉えた広報・啓発活動を実施します。
- 男女共同参画について、男性、子ども、若年層などを含めあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について共感できるよう、広報・啓発を進めます。
- 鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）と市町村、民間団体などが連携し、普及啓発を充実します。

[主な取組]

- ・男女共同参画週間などの機会を捉えた県・市町村の広報誌、ホームページ、よりん彩ネットなどを活用した広報の実施
- ・男女共同参画センターの講座実施、市町村、団体などとの連携による普及啓発
- ・男性や若年層を対象とした男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発の実施
- ・県の機関が作成する広報・出版物における男女共同参画の視点に立った表現の促進

（４）様々な情報を自分の判断で適切に見分けられる能力の育成

■違法・有害な情報が多様化し、受信も容易になっていることから、インターネットをはじめ、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力（*メディア・リテラシー）の向上を図ります。

■「*鳥取県青少年健全育成条例」に基づき、青少年の健全な育成が図られるよう、フィルタリングの普及促進など社会環境づくりを推進します。

* メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のことです。

* 「鳥取県青少年健全育成条例」

青少年の健全な育成に関する県及び県民の果たすべき責務を明らかにするとともに、青少年のための良好な社会環境の形成を図るために必要な措置を講じ、青少年の健全な成長に寄与することを目的とし、インターネット上の有害情報への対応、青少年の深夜営業施設への立ち入りの制限などについて、規定しています。

【主な取組】

- ・情報を主体的に収集・判断できる能力を育成する情報教育の推進
- ・教職員を対象とした情報モラルに関する研修の実施
- ・小中学生や高校生のケータイ・インターネットとの関わり方に関する啓発
- ・青少年が使用する携帯電話へのフィルタリング設定の強化

（５）国際的視野を持った男女共同参画の推進

■男女共同参画施策については、「*女子差別撤廃条約」や「*北京宣言及び行動要領」などの国際社会における様々な動きと連動して進められています。県民の男女共同参画の取組への理解を深めるために国際的な動向や国の取組について、情報収集を図り、学習機会を提供します。

■県内在住の外国人の方々及び北東アジア諸国を始めとする世界の人々との交流を通じて、国際的な視野で男女共同参画に関する理解を進めます。

【主な取組】

- ・女子差別撤廃条約など国際的な動きについての啓発
- ・北東アジア諸国を始めとする世界各国の人々との交流推進
- ・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援

*女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年（昭和54年）に国連総会でわが国を含む130か国の賛成によって採択され、わが国は1981年（昭和56年）に批准。女子に対するあらゆる差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定しています。

*北京宣言及び行動綱領

1995年（平成7年）、北京（中国）で開催された「第4回世界女性会議」において、世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」と、世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」を採択。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）である」とされ、貧困、教育、健康、暴力など12の重大問題領域における戦略目標と各国がとるべき行動が定められています。

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）

女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる「男女共同参画社会」の実現をめざす拠点施設であり、次の4つの機能をもっています。

《学習・啓発》

- ・男女共同参画に関する様々な講座を企画、実施
- ・広報紙「よりん彩」の発行

《情報提供》

- ・男女共同参画に関する図書、雑誌、行政資料、映像資料などの収集・提供
- ・学習、研修に利用するための資料及び講師情報等の情報相談
- ・よりん彩ネット会員への男女共同参画やよりん彩に関する情報提供

《相談》

- ・生き方、家族や夫婦のこと、人間関係など、不安や迷いを聞き、相談者が自ら問題解決することを応援（無料）

《活動・交流支援》

- ・団体、グループ等が企画、開催する事業の支援

重点目標3 男性や子どもにとっての男女共同参画

<現状と課題>

男女共同参画社会は、男女が互いに尊重しながら、責任も分かち合いつつっていくものですが、男性の多くは男女共同参画について「女性の問題」と認識しがちであり、共感が十分得られていませんでした。

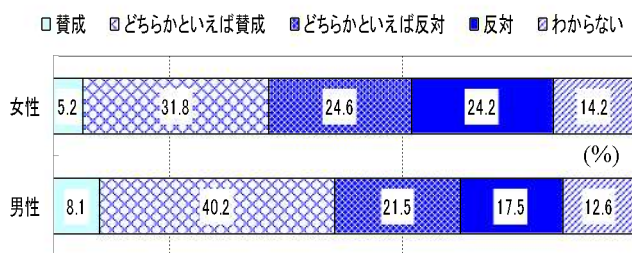
男女共同参画意識調査によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、10年前に比べると賛成と考える割合が男性は9.3%、女性は4.2%減少していますが、依然女性に比べて男性は賛成と考える割合が高く、固定的性別役割分担意識が男性により強く残っていることがうかがえます。

多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会は、「男性が生計の担い手である」、「男性は弱音をはいてはならない」といった男性自身の性別役割分担意識のもとら負担感が軽減され、男性にとっても暮らしやすい社会となるものです。核家族化が進む中で、男性が家事、育児、介護に参画し、地域でのネットワークを築いていくことは重要であり、男女共同参画社会について男性の理解を深めるための働きかけが必要です。

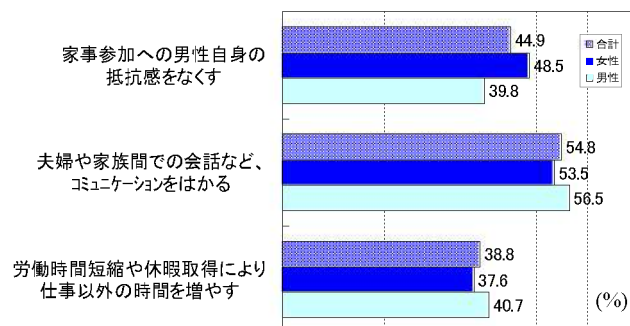
また、将来を担う子どもたちが、個性と能力を発揮できるよう育てていくために、子どもの頃から男女共同参画に関する理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような取組を進める必要があります。

さらに、子どもたちが健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを支え、安全で安心して暮らせる環境づくりを行うことも重要です。

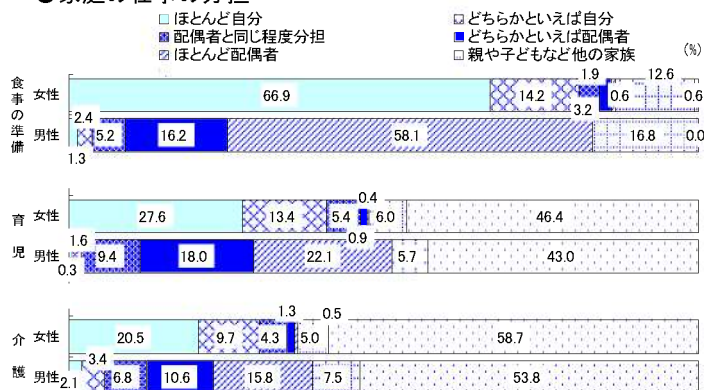
●「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について



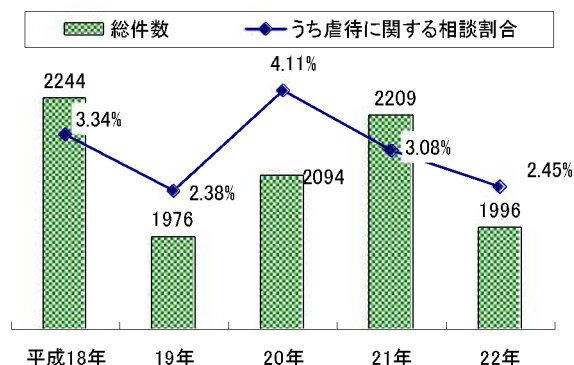
●男性が女性とともに家事等に参加するために必要なこと



●家庭の仕事の分担



●児童相談の受付状況



鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

鳥取県福祉相談センター調べ

施策の基本的方向

(1) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

- 男性の固定的性別役割分担意識を解消し、地域や家庭での男性の責任と参画の必要性や意義について理解を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供を行います。
- 職場環境の組織風土を変え、働き方の見直しを進めるための企業における研修会などを行います。

[主な取組]

- ・男女共同参画に関する男性向けの研修の実施、広報・啓発
- ・企業への出前講座の実施

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画の推進

- 男性の子育て・介護や地域活動への参画を促すため、家庭や地域での男性の活躍事例を情報収集し、発信していきます。
- 男性が家庭生活や地域活動に参画し、男女共同参画を実現するため、仕事中心の働き方の見直しを進め、育児・介護休業など仕事と生活の両立のための制度について周知し、職場環境の整備を図ります。
- 精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を整備します。

[主な取組]

- ・男性向けの子育てや家庭生活、地域活動の実践講座の実施
- ・家庭や地域で活躍する男性の情報収集、事例紹介
- ・おやじの会など、男性の地域活動の取組支援
- ・企業への仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての普及啓発
- ・男女共同参画センターでの男性相談の実施

(3) 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

- 児童・生徒の発達段階に応じ、学習指導要領などに基づき、学校の教育活動全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女共同参画などについて指導の充実を図ります。
- 子どもの頃から男女共同参画や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての理解を促進し、*キャリア教育を総合的に推進します。

* キャリア教育

児童生徒一人ひとりに、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育です。

[主な取組]

- ・学校における男女共生教育の充実
- ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進

(4) 子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備

- 子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制を整備するとともに、関係機関の連携強化を図ります。
- 子どもたちが健やかに成長できるよう、発達段階に応じた適切な性教育、薬物乱用防止、食に関する教育や啓発を行います。

- 次代を担う子どもの成長を社会全体で応援するため、学校、家庭、地域住民などがそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で子どもを支える取組を支援します。
- メディアを通じて流れる様々な情報を適切に収集・判断し、活用することができる能力（メディア・リテラシー）の向上を図ります。

[主な取組]

- ・学校における性教育、薬物乱用防止、食に関する教育の充実
- ・メディア・リテラシー向上のための教育・学習の充実
- ・学校における食育の推進
- ・児童虐待やいじめに関する電話相談窓口の子どもに向けた周知
- ・子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発などの充実
- ・地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備の推進
- ・小児医療体制の充実

重点目標 4 地域の様々な分野における男女共同参画の推進

<現状と課題>

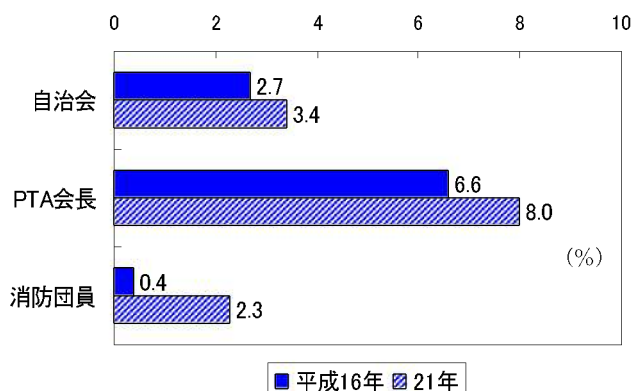
地域では、高齢化・過疎化の進行、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が生じており、男女がともに担わないと立ち行かない状況となっています。しかし、自治会役員（会長・副会長）、小中学校PTA役員における女性の割合は低い水準にとどまっており、地域において物事を決める過程への女性の参画は十分とはいえません。男女共同参画意識調査によると、「町内会や地域での男女の地位」については5年前に比べて改善の傾向がみられるものの、いまだ半数近くの人が男性の方が優遇されていると感じています。

地域社会は老若男女で構成され、家族とともに私たちにとって最も身近な暮らしの場です。だれもが住みやすいまちづくりを行うためには、代表者が話し合いをする時も同じような構成でなければ、住民の意見がうまく反映されないでしょう。地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していく必要があります。

また、地域の防災力を強化するためには、日頃から男女共同参画の視点を取り入れた取組や対策を行うことが重要です。そのためには、防災会議やその他の防災・復興に係る方針決定の場に女性の参画を進め、災害・復興時に起こる様々な問題について、女性、子育て、高齢者などのニーズを踏まえて取り組む必要があります。

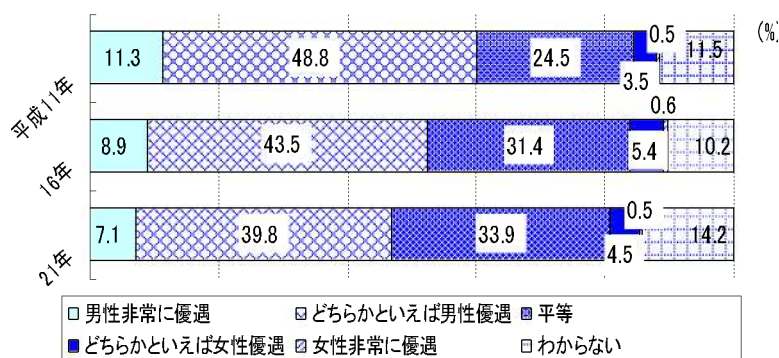
地域おこし、まちづくり、観光、環境などの分野についても、組織運営や活動に男女が参画し、地域の活性化を進めていく必要があります。

●自治会役員、PTA会長、消防団員における女性割合



鳥取県男女共同参画推進課調べ

●「自治会・町内会・地域活動」における男女の地位の平等感



鳥取県男女共同参画意識調査

施策の基本的方向

(1) 防災・復興分野における男女共同参画の推進

- 防災・復興計画や各種マニュアルの策定には、多様な意見を取り入れる必要があるため、防災会議などの意思決定の場への女性の参画を推進します。
- 被災時、復興時には、女性、子育て、高齢者などのニーズを把握した被災者支援を行います。
- 地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう働きかけを行います。

[主な取組]

- ・防災・復興計画を検討する会議等への女性の参画推進
- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画、各種マニュアルの整備
- ・防災分野で活躍する女性の情報収集と活躍事例の紹介
- ・女性の防火・防災組織の育成、活動支援

(2) 地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などでの男女共同参画の推進

■地域経済を活性化するため、男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などの取組を進めます。

■地域おこし、まちづくりなどに関する女性の人材育成を促進します。

[主な取組]

- ・地域おこし、まちづくり、観光、環境分野などで活躍する女性の情報収集と活躍事例の紹介
- ・地域活性化を促進するための女性リーダーの養成
- ・地域づくりに取り組むNPO、ボランティア団体などへの活動支援

(3) 自治会やPTAなど地域活動での男女共同参画の推進

■固定的性別役割分担意識の解消を図り、自治会、PTA、社会福祉協議会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。

■男女共同参画の重要な拠点である鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）の充実を図り、市町村、関係団体、NPO、ボランティアなど地域活動を行う団体との協働・連携を促進します。

■防犯、高齢者の見守り、子育て支援などの地域活動への男女とも多様な年齢層の参画を促進します。

[主な取組]

- ・自治会、PTA などでの男女共同参画に関する理解を深めるための講座の実施
- ・地域における方針決定過程への女性の積極的参加を促す講座の実施
- ・地域で積極的に活動する団体などの活動支援、人材育成
- ・防犯、子育て支援などの地域活動への支援

B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

重点目標5 男女がともに能力を発揮できる職場環境づくり

<現状と課題>

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、女性が働く上での法制度は整備されてきました。一方で、男女共同参画意識調査によると「職場での男女の地位」について、男女ともに半数以上が男性の方が優遇されていると感じています。

本県の女性の就業率は51.7%（平成19年）と全国的にも高く、20歳代後半から30歳代の女性の労働力率は徐々に上昇しているものの、いまだに*M字カーブを描いており、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、女性の賃金は男性の約7割程度であり、男性に比べ女性はパートなど非正規雇用の割合が高く、企業における女性の管理職は少ない状況にあります。

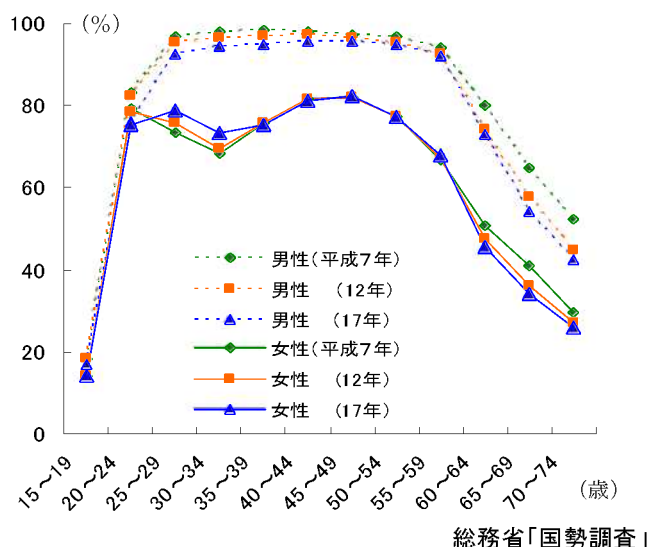
企業の顧客の半分は女性であると考え、お客様の立場に立った営業活動を行うためには、営業方針や販売戦略を考える場に女性が参画することは重要です。こうした女性の能力活用は、企業の競争力を一層強化するための重要な経営戦略であり、経済の活性化につながるものです。男女の労働者間にある事実上の格差解消を図り、男女の均等な機会や待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法の着実な実施はもとより、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進や雇用環境の整備などに取り組む必要があります。

働くことは私たちに与えられた権利です。働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分発揮し就業を継続できるよう、固定的性別役割分担意識の解消を図り能力・実績に基づいた登用を行うことが必要です。また、女性の就業意識や能力を高めるために、意識啓発や能力開発などを推進することも必要です。

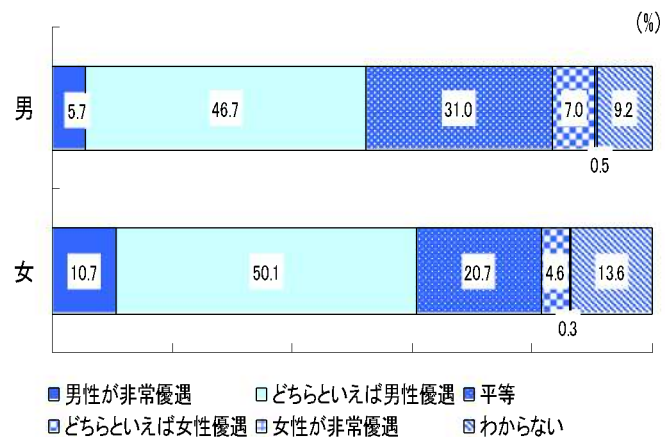
* M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する（せざるを得ない）女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、アメリカやスウェーデンなどの欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

● 年齢階級別労働力率(鳥取県)



● 男女の地位の平等感(職場)



鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

施策の基本的方向

(1) 女性の能力発揮を進めるための支援

- 企業、団体などの自主的な取り組みを促進するため、男女共同参画に積極的に取り組む企業や団体を支援します。
- 女性労働者の職業能力向上を図るため、知識や技術の習得などを支援するとともに、意識啓発や情報提供を行います。

[主な取組]

- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定制度）、取組事例の紹介
- ・男女共同参画に関する企業内研修会の開催支援
- ・訓練ニーズと求人ニーズを考慮した様々な職業訓練の実施
- ・託児サービス付職業訓練の実施

(2) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

- 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法律を理解し、社内で男女共同参画を進めていくことは*企業の社会的責任（CSR）の視点からも重要であるため、企業の経営者や労務管理担当者などに対して意識啓発や情報発信を行います。
- 職場における差別的な待遇などについて労働者、経営者双方からの個別紛争の解決を図るため、関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

* 企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のことです。

[主な取組]

- ・労働者、経営者双方からの労働・雇用に関する相談への助言や情報提供、労働セミナーの実施
- ・事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の周知など職場環境改善に向けた啓発、労務管理について助言・制度紹介を行うアドバイザーの派遣、社内研修への講師の派遣
- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業（鳥取県男女共同参画推進企業）に対する支援策の検討実施
- ・企業や自治体など組織のトップを対象としたセミナー、研修会の実施

【参考】

[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律]

労働者が性別にかかわらず、雇用の分野における均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることなどを目的とした法律
〈略称：男女雇用機会均等法〉

[育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律]

育児休業、介護休業、子の看護休暇に関する制度などを設け、子の養育や家族の介護を行う労働者の雇用の継続、再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活との両立を支援するための法律 〈略称：育児・介護休業法〉

重点目標 6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

<現状と課題>

少子高齢化が進み雇用環境が変化する中で、家族が安心して暮らし、男女がともに地域の一員として責任を果たしていくために、職場中心のライフスタイルから職場・地域・家庭のバランスのとれた生活への見直しが求められています。

男女共同参画意識調査によると、*仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を知っている人は半数程度であり、男女ともに多くの人が仕事と生活の調和を望んでいますが、現実には男性は「仕事」、女性は「仕事と家庭生活」を優先しており、理想と現実には差があります。共働き世帯率は34.4%(平成17年)と全国でも上位ですが、共働き世帯の男性が、家事、子育て、介護などに費やす時間は女性の7分の1程度であり、女性の負担が大きくなっています。

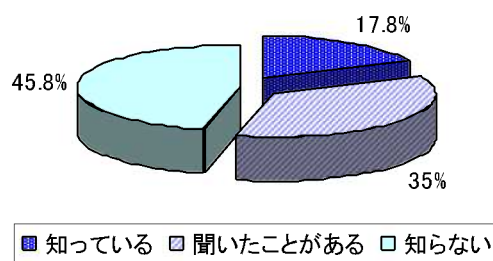
仕事と生活の調和は、個人の生活の充実のもとより、企業においても有能な人材の確保や生産性の向上をもたらす、経済社会全体の活性化につながるものです。仕事と生活の調和の必要性について理解促進を図るため、取組のメリット、取組事例などを効果的に発信し、取組の輪を広げていくことが重要です。

また、本県の合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に生む子どもの数)は、全国平均を上回っているものの、少子化傾向は深刻な問題です。子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができる社会の実現に向けて、多様なライフスタイルに対応した、保育所、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブなどの子育て支援の充実を図っていく必要があります。

* 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

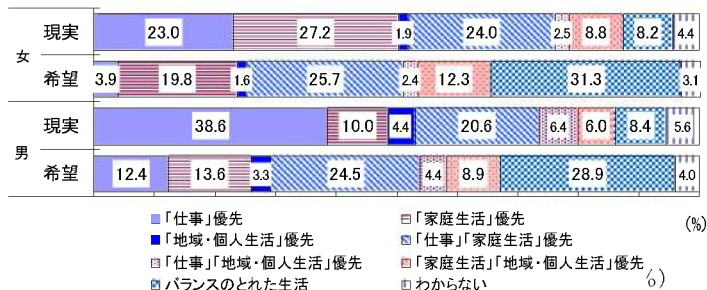
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

●ワーク・ライフ・バランスの認知度



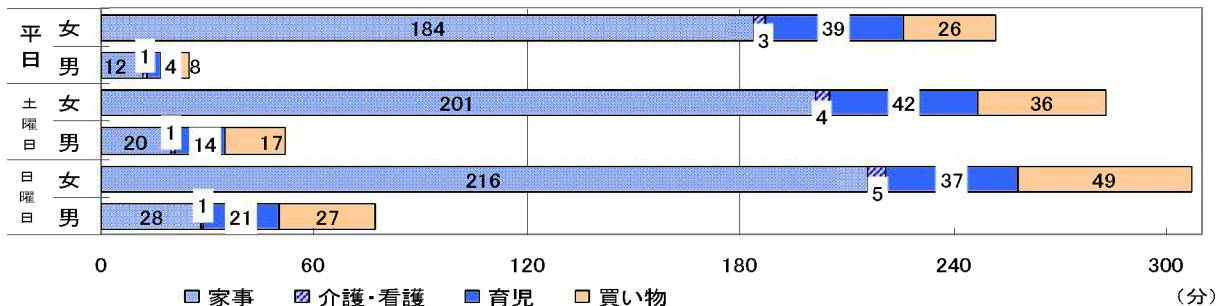
鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

●仕事と生活の調和に関する希望と現実



鳥取県男女共同参画意識調査(平成21年)

●共働き世帯の男女の家事関連時間(鳥取県)



総務省「社会生活基本調査」(平成18年)

施策の基本的方向

(1) 仕事と生活の調和についての理解の促進

- *「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和が、企業や社会経済の活性化や個人生活の充実につながるということについて、効果やメリットを示しながら、理解の促進を図ります。
- 企業経営者の意識改革を働きかけるとともに、企業、労働者がともに働き方を見直し、仕事中心から、仕事と子育て・介護の両立、趣味や学習、地域への参画など具体的な行動につながるよう、広報・啓発を進めます。

[主な取組]

- ・ 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- ・ 職場環境改善に向けたセミナーの開催
- ・ 男性の家事・育児、地域活動への参画を促進するための学習機会の提供

*「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

平成 19 年 12 月に経済界、労働界、閣僚、地方の代表者で構成する「官民トップ会議」において策定された憲章及び行動指針。平成 22 年 6 月には施策の進み具合や経済情勢の変化を踏まえて新たな合意が結ばれました。

憲章は、国民的な取組の大きな方向性を示すもので、いま何故仕事と生活の調和が必要か、それが実現した社会の姿、関係者が果たすべき役割を示しています。

行動指針は、企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を示し、年齢階層別就業率、年次有給休暇取得率、第 1 子出産前後の女性の就業継続率などの数値目標を設定しています。

(2) 仕事と生活の調和を推進する取組の支援

- 事業主、労働者に対して、職場環境の改善に向けた助言、情報提供を行い、人生の各段階に応じて多様な働き方を選択・実現できる、働きやすい職場環境づくりを進めます。
- 事業所や労働者の取組を応援する各種支援制度の周知を図るとともに、仕事と生活の調和や男女共同参画に積極的に取り組む企業を支援します。
- 男性の育児参加を促進するため、父親の育児休業取得に取り組む企業を支援します。

[主な取組]

- ・ 職場環境改善支援に向けた社内研修への講師派遣、事業主、労働者双方に対する助言、情報提供
- ・ 労務管理のアドバイザー（社会保険労務士）を事業所に派遣し、職場の環境改善の助言や各種助成制度を紹介
- ・ 男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（鳥取県男女共同参画推進企業認定制度）、取組事例の紹介
- ・ 父親に育児休業を取得させた事業主に対して助成金を支給

（３）多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の支援

- 仕事と家庭の両立を図るため、育児・介護休業制度や短時間・短日数勤務制度の導入など、それぞれのライフスタイルに対応した働き方の普及に努めます。
- 延長保育や病児・病後児保育など利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、放課後児童クラブなどを支援します。
- 子育てや介護の不安を解消するため、地域における子育て・介護の支援拠点やネットワークの充実を図ります。
- 安心して子育てができる「子育て王国鳥取県」を目指して、「子育て王国とっとりプラン」に基づき、地域で子育てを支援していくため、「*子育て王国とっとり建国運動」を積極的に進めます。

〔主な取組〕

- ・保育サービスの充実
- ・企業の子育て環境の整備を進めるため、*鳥取県家庭教育推進協力企業制度の普及
- ・地域における子育て支援体制の構築促進
- ・認定こども園や放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援センターの設置促進、多子世帯の保育料の軽減、小児医療費の助成
- ・とっとり子育て隊の登録の促進、「とっとり育児の日（毎月１９日）」の呼びかけなどにより、家庭・地域・企業など社会全体で子育てを積極的に進めていく気運を高める

*鳥取県家庭教育推進協力企業制度

企業内で、家庭教育支援となる職場環境づくりのための取り組みを進めていくための制度で、企業と県教育委員会が協定を結び、協力企業の取組内容を広くＰＲ、企業への情報提供などにより取組を支援していく制度です。

【参考】

〔子育て王国とっとりプラン〕

安心して子育てができる「子育て王国鳥取県」を目指した５年間（平成２２年度から２６年度まで）の計画

- 施策体系
- Ⅰ 地域社会みんなで子育てを応援
 - Ⅱ 子どもを安心して育てられる快適、安心な環境づくり
 - Ⅲ 結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実
 - Ⅳ 子育て家庭を支える子育てサービスの充実
 - Ⅴ 子どもの生きる力の育成と教育の充実
 - Ⅵ 要保護児童・要支援家庭等への取組
 - Ⅶ 職業生活と家庭生活との両立等

*子育て王国とっとり建国運動

子育て王国とっとりプランの重点事業の一つ。県民一人ひとりが、子育てを自らのこととして、地域で子育てを実践していく機運を醸成するとともに、子育て支援の活動を実践する団体や企業などを増加させるなどして、地域全体で子育て・人育てを推進していく運動です。

○とっとり子育て隊

個人・団体・企業のそれぞれの立場において、自主的に実践していただける子育て支援活動を登録してもらう制度。

○とっとり育児の日の設定（毎月１９日）

重点目標 7 農林水産業、商工業などの自営業での男女共同参画の推進

<現状と課題>

県内の農業就業人口は女性が男性を上回っており、生産、加工・販売など幅広い分野で主要な担い手となっています。しかし、*農業委員、農業協同組合における正組合員や総代に占める女性割合は、従事する割合に比べると依然として低い水準にとどまっています。このため、地域社会や職種に根強く残る慣行を見直し、男女ともに固定的性別役割分担意識の解消を図り、方針決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。

また、農林水産業、商工業などの自営業に従事している女性は、生産、経営面で重要な役割を担っているにもかかわらず、その果たす役割に見合った評価がされていない側面があります。女性が経営や事業運営のパートナーとして意欲とやりがいを持って農業経営に参画できるようにするため、*家族経営協定の普及を促進することが必要です。様々な分野で女性が起業して活躍することは、地域社会や経済の活性化につながることから、起業活動などへの支援を通じ、女性の能力発揮を促進し、経営参画を図ることも必要です。

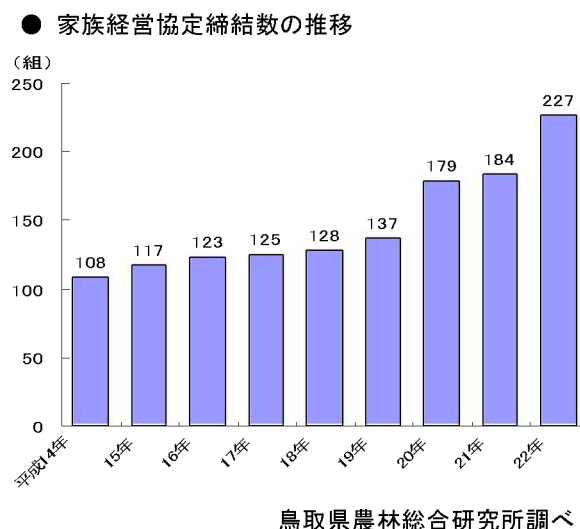
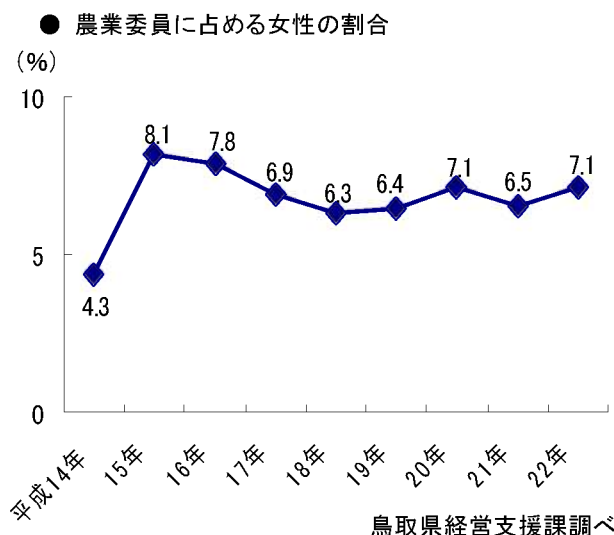
また、家族経営が多い農林水産業、商工業などの自営業は、労働と生活時間が不明確であることから、家事・育児・介護などに関わる女性の負担軽減などについて、家族間で十分に話し合い、仕事と生活の調和を進めていく必要があります。

*農業委員

農業委員は、農業者の中から公選によって選出される「選挙委員」と、各農業団体や学識経験者から市町村長により選任される「選任委員」で構成されます。

*家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定を指します。



施策の基本的方向

(1) 物事を決める場面への女性の参画の推進

- 農業委員や農業協同組合、商工団体などへの女性役員の登用が進むよう、男女共同参画に向けた普及啓発や女性の知識向上のための研修などを行います。また、森林組合、漁業協同組合についても女性役員の登用が進むよう働きかけを行います。
- 地域に根強く残る固定的性別役割分担意識の解消を図り、農林水産業や商工業の担い手が男女ともに能力発揮し評価されるよう、男女共同参画の理解促進についての普及啓発を進めます。

[主な取組]

- ・商工団体などが行う講習会、研修会への支援
- ・女性農業委員などの能力向上を図るための情報提供、研修会などの開催
- ・市町村、農林水産関係団体などと連携した、集落の地縁組織、生産組織などへの男女共同参画に向けた啓発活動

(2) 女性の経営参画の促進と働きやすい環境の整備

- 農林水産業や商工業などの自営業においては、家族の経営上の地位を明確にすることが必要です。家族経営協定締結の促進、女性の経営参画、労働環境の整備を図るための取組を支援します。
- 女性の経営能力向上を図るため、農業技術、経営ノウハウなどの専門的知識の向上を図る取組を支援します。
- 農林水産業を活性化するため、農山漁村の地域資源を活用した加工、直売、農家レストラン、農業・農村体験など、*6次産業化への女性の取組を支援します。
- 様々な分野で女性が起業して活躍できるよう、起業活動、新たな事業活動などの取組を支援します。

*6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産業を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

[主な取組]

- ・家族経営協定締結の推進とフォローアップ
- ・女性の経営管理能力の向上や生産技術習得などに向けた研修、情報提供
- ・女性自営業者、女性グループなどの地域活動、生産活動、起業活動への支援

C 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会づくり

重点目標 8 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

<現状と課題>

本県の65歳以上の人口は154,147人（平成21年推計）で、高齢化率は26.1%と全国平均を上回り、高齢者の単身世帯が増加しています。身体障がい者手帳などを所持する障がい児・者は増加傾向にあり、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、家族のみならず地域や社会全体で支える仕組みが必要となっています。

また、県内に在住する外国人の単身世帯は増えており、言葉や生活習慣、文化などの違いの中で孤立しないよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生社会づくりを進める必要があります。ひとり親世帯も増加しており、母子世帯の母親の就業状況は、臨時・パート労働者が3割強、年収200万円未満の世帯が約半数であるなど、家計や子どもの養育面に不安を抱えています。

社会情勢の変化に伴い雇用・就業環境が厳しさを増す中で、生活上の困難に直面する人が増加しており、ほとんどの年代において、男性に比べて女性の方が経済的に困難な割合が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯などで高くなっています。年齢、障がい、言語、性別などにかかわらず、すべての人が安心して、自立した日常生活を送ることができるよう、*ユニバーサルデザインを推進し、誰もが暮らしやすい社会づくりに向けて、生活や就業についての支援を行うことが必要です。

障がいがあること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、適切な支援を行う必要があります。近年では*性的マイノリティの人々の問題も表面化しており、人権尊重の視点からの配慮が必要です。

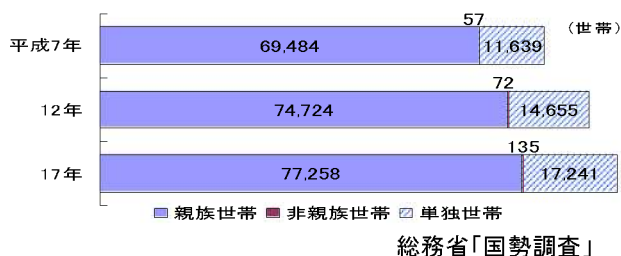
*ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方のことです。

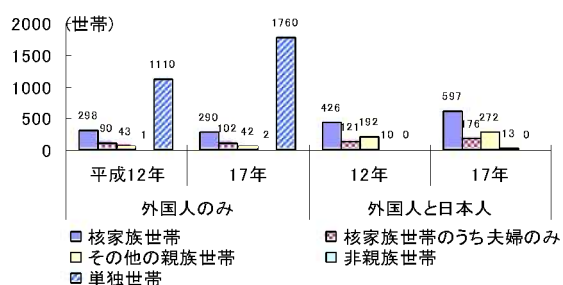
*性的マイノリティ

性同一性障がい者など性自認に関して少数者である人、同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数派である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人などを指します。

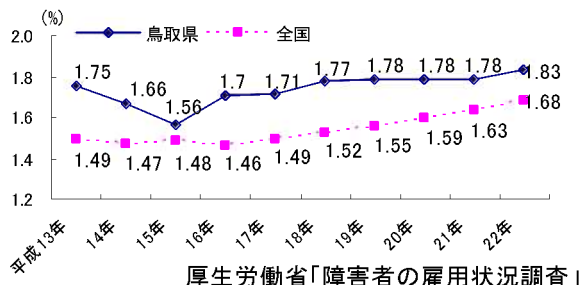
● 65歳以上のいる世帯の推移(鳥取県)



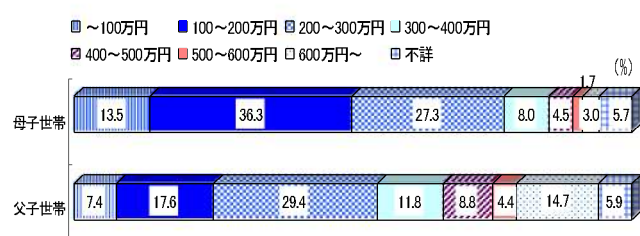
● 外国人のいる世帯の類型(鳥取県)



● 民間企業における障がい者雇用率の推移



● ひとり親世帯の年間総収入額(鳥取県)



施策の基本的方向

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者が社会と関わりを持ち続け、住み慣れた地域で安心して暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上で重要です。高齢者の地域活動を支援し、道路や駅などのバリアフリー化などを推進します。
- 高齢者が悪質商法、振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、安全に暮らせる環境整備を進めます。
- 家族介護者の負担軽減を図り社会全体で支えていくため、介護従事者などの人材確保や介護サービスの質の向上など、介護基盤を整備します。

[主な取組]

- ・地域活動、スポーツ・芸術活動など、高齢者の社会参加の促進
- ・ユニバーサルデザインに関する研修の実施
- ・高齢者に対する成年後見制度や消費者被害防止のための普及啓発の推進
- ・介護サービスの質、ケアマネジメントの質の向上、地域ケアネットワークづくりの推進など、医療・福祉サービスの向上
- ・介護における男女共同参画意識の啓発

(2) 障がい者の自立した生活に対する支援

- 障がいのある人がその意欲や能力に応じて、社会の一員として生活を送ることができるよう環境の整備を図り、生活や就労の支援を行います。
- 障がいのある人が暮らしやすい社会の実現に向けて、様々な障がいの特性や必要な配慮などについて理解を深めるための啓発、広報活動を積極的に推進します。

[主な取組]

- ・職業能力・就労意欲を高める訓練の実施、職場開拓支援員による職場開拓など、雇用の場の拡大、多様な就労形態の充実
- ・相談支援体制の充実
- ・障がいの特性などを理解し、配慮や手助けなどを実践する「あいサポート運動」の推進

(3) 外国人居住者が暮らしやすい環境の整備

- 県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。
- 医療、保健・福祉サービスの充実、子どもの就学の実態を踏まえた支援を行います。
- 就労環境の整備、住みやすい住環境の整備を進めます。

[主な取組]

- ・外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
- ・国際交流コーディネーターによる日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み、労働問題などに関する相談対応の充実、国際交流財団におけるサービスの周知
- ・日本語クラスの開催などによる日本語学習支援
- ・医療、保健、福祉における通訳の支援

(4) ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応

- 生活上の困難な状況に陥りやすいひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援など地域での生活を総合的に支援します。
- 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合や、性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発を進めます。

[主な取組]

- ・ひとり親家庭への児童扶養手当の支給、自立のための職業・教育訓練給付、保育環境の整備など総合的な支援
- ・女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々などについての人権教育や啓発
- ・性別による権利侵害に対する人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる支援

重点目標 9 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。配偶者などからの暴力（*DV：ドメスティック・バイオレンス）や性犯罪、ストーカー行為、*セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりを行うことが必要です。

また、近年、福祉相談センターなどで受けたDVに関する相談は、件数、割合ともに増加傾向にあり、男女共同参画意識調査によると、この5年のあいだに、女性で16人に1人、男性で50人に1人がDVの被害を受けたことがあると答えています。

配偶者などからの暴力は、家庭内において行われることが多いため、周囲が気づかぬうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画（DV防止・被害者支援計画）」に基づき、被害者が相談しやすい体制を整備し、関係機関と連携して、被害者の保護や心身の回復や生活の支援などを行うことが重要です。

また、交際相手からの暴力（*デートDV）も問題となっており、若者を被害者にも加害者にもしないために、予防教育・啓発の取組が必要です。

* DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のことをいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」（平成13年法律第31号）では、①被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）に限定 ②被害者の性別は問わない ものを対象とされています。殴る、けるといった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含みます。

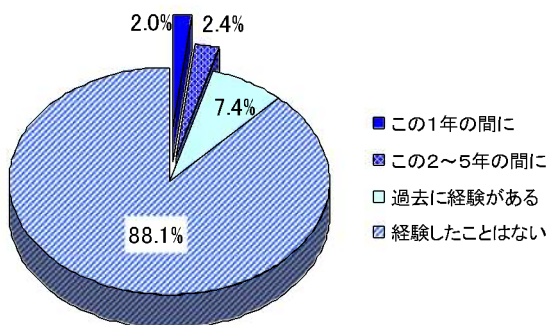
* セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて生活環境を悪化させることをいいます。

* デートDV

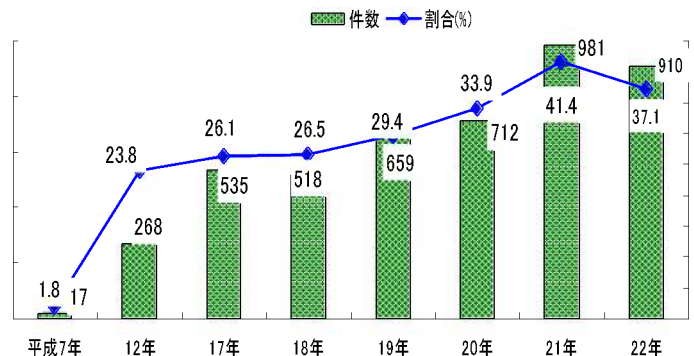
親密な関係になったボーイフレンド、ガールフレンドの間で起こる「暴力で相手を支配しよう」とする犯罪を含む人権侵害です。

● DV被害の経験



鳥取県男女共同参画意識調査（平成21年）

● DV相談件数の推移



鳥取県青少年・家庭課調べ

施策の基本的方向

(1) 男女間における暴力を許さない社会づくり

- DV防止・被害者支援計画の取組を推進し、関係機関との情報共有や連携を図り、組織的に被害者支援を行います。
- DVの被害者・加害者を発生させないために、地域、職場、学校などでDVについての認識を深める研修、啓発を行います。

[主な取組]

- ・メディアやホームページを活用した広報、街頭キャンペーン・講演会などの普及啓発活動の実施
- ・地域、学校などでDVの予防啓発や相談支援を行う人材養成
- ・中学校・高校における人権教育、デートDVの未然防止のための教育の実施

(2) 安心して相談できる体制の充実

- 被害者への適切な対応を行うため、技術や知識の習得や二次的被害を防止するための研修体制を充実します。
- 被害者の置かれている様々な状況に適切に対応できるよう、DV相談支援センターの機能を強化し、安心して相談できる体制を整備します。

[主な取組]

- ・DV相談支援センターの相談機能の強化
- ・性犯罪被害者に係る相談窓口の周知
- ・被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備
- ・DV加害者電話相談の実施

(3) 配偶者などからの暴力、性犯罪及びストーカー行為などへの対策の推進

- 被害者の緊急保護支援、一時保護施設の充実など、安全な保護体制づくりを進めます。
- DV被害者が新たな場所で自立するため、関係機関と連携し、住宅の確保、就労、子どもの養育、心身のケアなどについての支援を行います。
- 性犯罪被害者が被害を訴えることを躊躇せず、必要な相談を受けられる相談体制、被害直後から中長期にかけて支援が受けられる体制を整備します。
- ストーカーに関する相談・申出を受けて、警告等の行政措置や被害者保護活動を的確に行うための体制を整備します。

[主な取組]

- ・DV被害者の公営住宅への優先入居などの住宅確保、就労支援
- ・性犯罪、ストーカー行為などの被害者の立場に立った適切な支援・相談の実施
- ・一時保護施設で被害者の心のケアを行う職員の配置に対する支援

(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- セクシュアル・ハラスメントは対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げたり生活に深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を進めるため、事業主が構すべき措置や相談体制の整備など普及啓発を進めます。
- 地域、教育の場、その他の活動の場においても、セクシュアルハラスメントの防止対策を進めます。
- 被害者の精神的ケアを行う体制を整備・充実します。

【主な取組】

- ・研修会などへの講師派遣、パンフレットの配布などによる法律・制度の普及啓発
- ・男女共同参画に積極的に取り組む企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定制度）
- ・専門的な知識を持つ者による適切な相談対応

【参考】

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」

暴力を許さない社会づくり及び被害者の支援のための体制の整備・充実について定めており、県、市町村などの関係機関、民間団体などが相互に連携し、協働して施策を進めることとしています。

「DV相談支援センター」

DV被害を含めた女性に関する相談・支援を行うため、婦人相談所、中部・西部心と女性の相談室をDV相談支援センターとして位置付け、夜間や土日・祝日にも電話相談を実施し24時間体制としています。

①相談、②医学的・心理学的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行います。

重点目標 10 生涯を通じた男女の健康の支援

<現状と課題>

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。

特に女性は妊娠・出産する可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要があります。*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組が必要です。

また、本県の死亡原因のトップは男女ともにがんが約3割を占めており、そのうち女性は、乳がん・子宮がんが約1割となっています。男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康診断の定期的受診や生活習慣病予防を働きかけ、生涯を通じた健康の保持増進を進める必要があります。男性の自殺者数は女性の3倍近くで推移しており、女性に比べて悩みを周囲に相談しにくく精神面で孤立しやすい側面などもあることから、相談体制の充実を図ることが必要です。

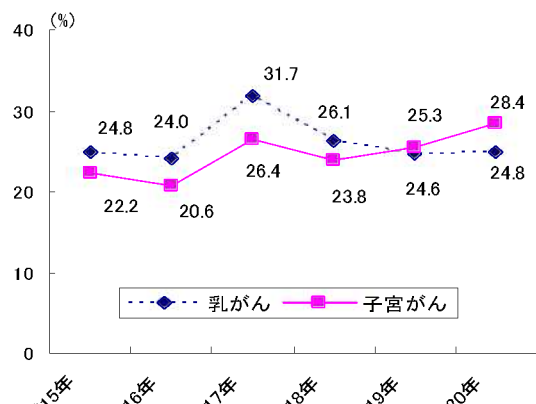
さらに、HIV/エイズなどの性感染症、薬物乱用など健康をおびやかす問題について、教育・啓発を充実し、正しい理解を進める必要があります。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

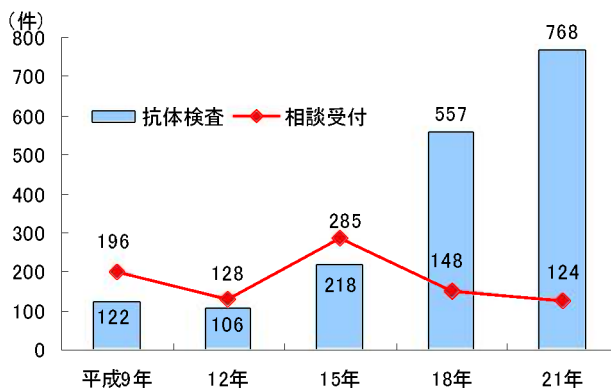
また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

●女性のがん検診受診率（鳥取県）



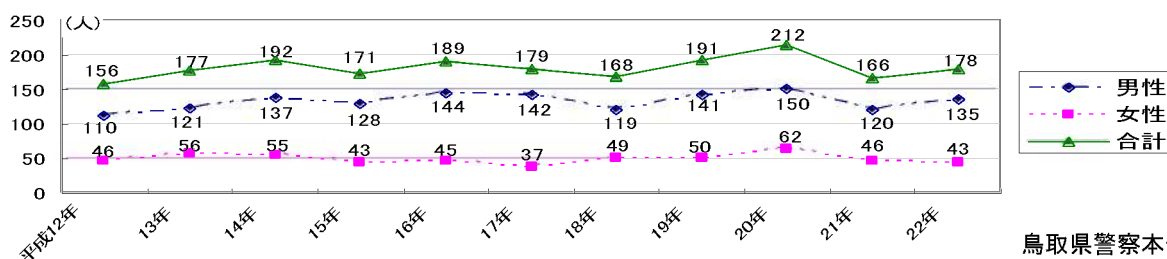
厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

●保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数（鳥取県）



厚生労働省「エイズ発生動向年報」

●自殺者数の推移



鳥取県警察本部調べ

施策の基本的方向

(1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進

- 女性の健康をめぐる様々な問題について、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各段階に応じた健康の保持増進を進めます。
- 男女が、その健康状態に応じて相談しやすい体制の整備を図り、がん検診の受診促進、生活習慣病や自殺の予防、喫煙飲酒対策など、生涯を通じた健康保持・増進を進めます。

[主な取組]

- ・健康の保持増進のための相談体制、普及啓発、健康診断・保健指導の推進
- ・男女それぞれの性差に応じたがん検診、生活習慣病や自殺の予防などに関する普及啓発
- ・性差医療の推進や男女の違いに配慮した介護予防対策の推進

(2) 妊娠・出産などに対する健康支援

- 妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、地域において安心して子どもを生み育てることができるよう支援体制を充実します。
- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の普及を図り、命を大切にする、望まない妊娠を防ぐという観点を含め、発達段階に応じた適切な性教育・啓発を行います。

[主な取組]

- ・妊娠から出産までの一貫した保健・指導、医療などのサービスの提供
- ・*周産期医療や小児医療体制の充実
- ・女性健康支援センター（各保健所）における妊娠・出産や中絶などに関する相談の実施
- ・不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実
- ・発達段階に応じた適切な性教育の推進
- ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識の普及啓発

*周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。

周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- HIV／エイズをはじめとする性感染症は、健康に大きな影響を及ぼすものであるため、その予防から医療体制の充実など、総合的な対策を推進します。
- 薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪につながる行為であるため、薬物に対する正しい知識や、薬物乱用を防止するための教育・啓発を行います。

[主な取組]

- ・HIV／エイズなどの性感染症の予防に関する普及啓発
- ・性感染症にかかる医療、検査、相談体制の充実
- ・性感染症や薬物乱用と健康の関係について、正しい理解を進めるための学校教育の充実

第4章 計画の推進体制

1 県における推進体制の充実

①鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効率的に推進し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を入れ庁内の各部局が連携し取り組んでいくため、男女共同参画推進課を事務局とし、副知事を座長に各部長などで構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議を設置しています。男女共同参画計画に関する施策の点検、進捗管理や具体的な取り組みについて議論し、積極的な取組を進めます。

②鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）（鳥取県男女共同参画推進条例第11条）

男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設として、平成13年4月に倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センターを設置し、男女共同参画に関する様々な研修の実施、図書、ビデオの貸し出し、情報提供、相談事業、活動支援などを行っています。時代の変化や県民のニーズを踏まえた啓発活動を実施するとともに、情報収集・発信能力の向上や男性の利用促進、市町村や民間団体などとの協働・連携により機能の充実・強化を図り、地域における男女共同参画の一層の推進を図ります。

③鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第32条～38条）

鳥取県男女共同参画計画の策定及びその他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、附属機関として設置しています。審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満としないこととしています。男女共同参画施策の推進状況について審議し県に提言します。

④鳥取県男女共同参画推進員（鳥取県男女共同参画推進条例第23条～31条）

県民や事業者からの男女共同参画に関する苦情又は不服の申出を、調査し処理する附属機関です。男女それぞれ2人で審査を行います。DV被害者であるときなどはその理由を付し、氏名、住所などを明らかにしないで申し出ることができます。男女共同参画推進員制度について、一層の周知を図る必要があります。

2 市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、家庭、地域、職場など社会の様々な場面で取り組みを進めていくことが必要です。このため、市町村、企業、民間団体、NPOなどとの連携を強化し、一体となった取り組み体制を整備し、充実します。

3 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策の実施状況や数値目標の達成状況などをとりまとめ、毎年白書として公表します。あわせて、市町村の男女共同参画の推進状況について、男女共同参画マップとしてとりまとめ公表します。